

## 滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案の概要

### 1 改正理由

令和7年1月に総合病院と小児保健医療センターを統合すること等に伴い、必要な規定の整備を行うため、滋賀県病院事業の設置等に関する条例（昭和51年滋賀県条例第18号）の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正経緯

#### ○ 病院統合

・ 令和7年1月1日、総合病院と小児保健医療センターを病院統合して、小児患者に対する医療の充実を図るとともに、医療資源を効果的・効率的に活用して診療機能と診療体制を充実・強化し、子どもから大人まで安心・信頼・満足の得られる高度専門医療の提供を推進します。

小児保健医療センターの  
機能の充実・強化

1 一般病院では対応困難な小児専門医療の提供

2 小児保健サービスの中核としての役割

3 総合病院機能を活用した医療の充実

4 小児保健サービスの一層の機能向上

統合後の小児専門医療の  
提供体制

1 こども医療センターの設置

2 小児患者を対象とした高度医療センターの設置

3 病態に応じた病棟編成

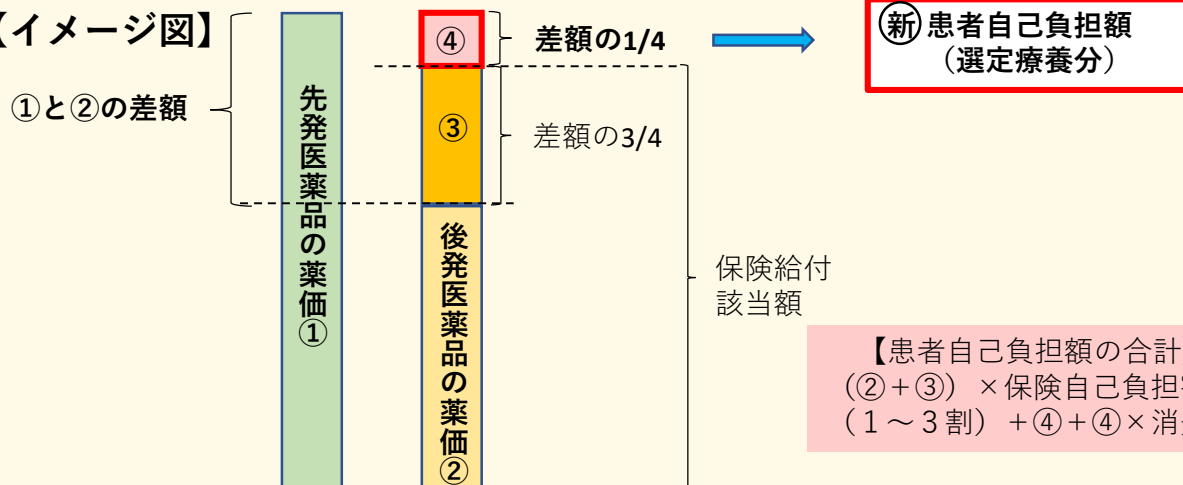
4 現総合病院の病棟との一体的運用

5 小児専門外来の設置

#### ○ 選定療養（患者の選択による上乘せの保険外療養）の追加

・ 医療保険制度の安定性・持続可能性の向上のため、令和6年3月27日付けで選定療養を定める厚生労働省告示が改正され、本年10月1日から、患者の希望により後発医薬品のある先発医薬品の一部の処方等を行う場合に、選定療養分として新たに患者へ自己負担を求める仕組みが導入されます。

#### 【イメージ図】



### 3 主な改正内容

#### 1. 附帯事業（第14条）

- 総合病院に、附帯事業として児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条に規定する児童発達支援センター（現療育部）を設置し、運営することとします。

#### 2. 業務内容および病床数（別表第1）

- 統合後の総合病院の業務内容について、小児保健医療センターとの統合に伴う整理を行うとともに、重症心身障害児等に対する専門的医療を推進する組織を「こども医療センター」と称することとします。
- 統合後の総合病院の病床数は、635床とすることとします。

#### 3. 機関（別表第2）

- 滋賀県立小児保健医療センター倫理委員会を廃止することとします。

#### 4. 使用料および手数料（別表第3）

- 総合病院の一般個室に係る使用料を追加し、小児保健医療センターに係る使用料を廃止することとします。

（現行）

病院	種別	金額
総合病院	特別室	17,600円
	一般個室	8,200円
	緩和ケア個室A	8,800円
	緩和ケア個室B	7,700円
小児保健医療センター	個室	3,200円

（改正後）

病院	種別	金額
総合病院	特別室	17,600円
	一般個室A	8,200円
	一般個室B	3,200円
	緩和ケア個室A	8,800円
	緩和ケア個室B	7,700円

- 後発医薬品のある先発医薬品の一部の処方等に係る使用料を新設することとします。

### 4 施行期日

- 令和7年1月1日

※ 後発医薬品のある先発医薬品の一部の処方等に係る使用料：令和6年10月1日

## 滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

令和7年1月に滋賀県立総合病院と滋賀県立小児保健医療センターを統合すること等に  
伴い、必要な規定の整備を行うため、滋賀県病院事業の設置等に関する条例（昭和51年滋  
賀県条例第18号）の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

- (1) 滋賀県立総合病院に、附帯事業として児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条  
に規定する児童発達支援センターを設置し、運営することとします。（第14条関係）
- (2) 滋賀県立総合病院の業務内容および病床数について、滋賀県立小児保健医療センター  
との統合に伴う整理を行うとともに、重症心身障害児等に対する専門的医療を推進する  
組織をこども医療センターと称することとします。（別表第1関係）
- (3) 滋賀県立小児保健医療センター倫理委員会を廃止することとします。（別表第2関係）
- (4) 滋賀県立総合病院の一般個室に係る使用料を追加し、滋賀県立小児保健医療センター  
に係る使用料を廃止することとします。（別表第3関係）
- (5) 後発医薬品のある先発医薬品であって一定のものの処方等または調剤に係る使用料を  
設定することとします。（別表第3関係）
- (6) その他
  - ア この条例は、令和7年1月1日から施行することとします。ただし、(5)は、令和6  
年10月1日から施行することとします。
  - イ その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県病院事業の設置等に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条から第5条まで 省略</p> <p>第6条 診療または検査に関する料金は、健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）および高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定により厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法ならびに健康保険法第85条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）および高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項の規定により厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額とする。ただし、これらの算定方法により難しいものについては、病院事業庁長が別に定める額とする。</p> <p>2・3 省略</p> <p>第7条から第13条まで 省略 （附帯事業）</p> <p>第14条 <u>滋賀県立小児保健医療センター</u>に、附帯事業として児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条に規定する児童発達支援センターを設置し、運営する。</p> <p>2 省略</p> <p>第15条 省略</p> <p>付則 省略</p>	<p>第1条から第5条まで 省略</p> <p>第6条 診療または検査に関する料金は、健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）および高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定により厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法（以下「<u>診療報酬の算定方法</u>」という。）ならびに健康保険法第85条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）および高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項の規定により厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額とする。ただし、これらの算定方法により難しいものについては、病院事業庁長が別に定める額とする。</p> <p>2・3 省略</p> <p>第7条から第13条まで 省略 （附帯事業）</p> <p>第14条 <u>滋賀県立総合病院</u>に、附帯事業として児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条に規定する児童発達支援センターを設置し、運営する。</p> <p>2 省略</p> <p>第15条 省略</p> <p>付則 省略</p>

別表第1（第3条関係）

名称	位置	業務内容	病床数
滋賀県立総合病院	守山市守山五丁目	(1) 疾病の予防に関すること。 (2) 疾病の専門的医療に関すること。 (3) 疾病の専門的健康相談および保健指導に関すること。 (4) 疾病の調査研究に関すること。 (5) 疾病の教育研修に関すること。 (6) 専門的リハビリテーション医療に関すること。 (新設)  (新設)  (新設)	535床

別表第1（第3条関係）

名称	位置	業務内容	病床数
滋賀県立総合病院	守山市守山五丁目	(1) 疾病の予防に関すること。 (2) 疾病の専門的医療に関すること。 (3) 疾病の専門的健康相談および保健指導に関すること。 (4) 疾病の調査研究に関すること。 (5) 疾病の教育研修に関すること。 (6) 専門的リハビリテーション医療に関すること。 (7) 小児の保健に関すること。 (8) 専門的な療育相談、 <u>発達相談および小児の保健指導に関すること。</u> (9) 小児の専門的医療	635床

		(新設)	
滋賀県立小児保健医療センター	守山市守山五丁目	(1) 小児の保健に関すること。 (2) 専門的な療育相談、発達相談および小児の保健指導に関すること。 (3) 小児の専門的医療および機能訓練に関すること。 (4) 小児保健医療の調査研究に関すること。 (5) 小児保健医療の教育研修に関すること。	100床
省略			

(新設)

別表第2 (第4条関係)

		および機能訓練に関すること。 (10) 小児の医療から成人の医療に移行する間の医療に関すること。	
(削除)			
省略			

注 滋賀県立総合病院の業務内容のうち重症心身障害児(児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。)等に対する専門的医療を推進する組織をこども医療センターと称する。

別表第2 (第4条関係)

名称	担任する事務
省略	
滋賀県立小児保健医療センター倫理委員会	病院事業庁長の諮問に応じて滋賀県立小児保健医療センターにおける臨床研究に関する倫理的および科学的な観点から配慮を要する事項その他医療従事者の倫理に関する事項について調査審議すること。
省略	

別表第3（第7条関係）

使用料

種別		区分	金額
個室	滋賀県立総合病院	特別室	1日につき 17,600円
		一般個室	同 8,200
		緩和ケア個室A	同 8,800
		緩和ケア個室B	同 7,700
	滋賀県立小児保健医療センター	個室	同 3,200
省略			

名称	担任する事務
省略	
(削除)	
省略	

別表第3（第7条関係）

使用料

種別		区分	金額
個室	滋賀県立総合病院	特別室	1日につき 17,600円
		一般個室A	同 8,200
		一般個室B	同 3,200
		緩和ケア個室A	同 8,800
		緩和ケア個室B	同 7,700
		省略	

<p>長期入院（健康保険法第63条第2項第4号および高齢者の医療の確保に関する法律第64条第2項第4号の選定療養として厚生労働大臣が定める入院期間が180日を超えた日以後の入院およびその療養に伴う世話その他の看護をいう。以下同じ。）</p>	<p>1日につき</p>	<p>長期入院について厚生労働大臣が定める入院期間の計算方法に規定する通算対象入院料の基本点数に100分の15を乗じた点数につき1点を10円として算出した額に当該額に100分の10を超えない範囲内において病院事業庁長が別に定める率を乗じて得た額を加えた額</p>	<p>長期入院（健康保険法第63条第2項第5号および高齢者の医療の確保に関する法律第64条第2項第5号の選定療養として厚生労働大臣が定める入院期間が180日を超えた日以後の入院およびその療養に伴う世話その他の看護をいう。以下同じ。）</p>	<p>1日につき</p>	<p>長期入院について厚生労働大臣が定める入院期間の計算方法に規定する通算対象入院料の基本点数に100分の15を乗じた点数につき1点を10円として算出した額に当該額に100分の10を超えない範囲内において病院事業庁長が別に定める率を乗じて得た額を加えた額</p>									
<p>(新設)</p>			<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1120 1061 1601 1157"> <p>保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和32年厚生省令第16号）第7条の2</p> </td> <td data-bbox="1601 1061 1769 1157"> <p>処方等または調剤1回につ</p> </td> <td data-bbox="1769 1061 1982 1157"> <p>先発医薬品の薬価から当該先発</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1120 1157 1601 1252"> <p>に規定する後発医薬品（以下「後発医薬品」という。）のある同条に規定する新</p> </td> <td data-bbox="1601 1157 1769 1252"> <p>き</p> </td> <td data-bbox="1769 1157 1982 1252"> <p>医薬品の後発医</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1120 1252 1601 1340"> <p>医薬品等（昭和42年9月30日以前の薬事法（昭和35年法律第145号）の規定によ</p> </td> <td data-bbox="1601 1252 1769 1340"> <p></p> </td> <td data-bbox="1769 1252 1982 1340"> <p>除して得た価格に4分の1を乗</p> </td> </tr> </table>			<p>保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和32年厚生省令第16号）第7条の2</p>	<p>処方等または調剤1回につ</p>	<p>先発医薬品の薬価から当該先発</p>	<p>に規定する後発医薬品（以下「後発医薬品」という。）のある同条に規定する新</p>	<p>き</p>	<p>医薬品の後発医</p>	<p>医薬品等（昭和42年9月30日以前の薬事法（昭和35年法律第145号）の規定によ</p>	<p></p>	<p>除して得た価格に4分の1を乗</p>
<p>保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和32年厚生省令第16号）第7条の2</p>	<p>処方等または調剤1回につ</p>	<p>先発医薬品の薬価から当該先発</p>												
<p>に規定する後発医薬品（以下「後発医薬品」という。）のある同条に規定する新</p>	<p>き</p>	<p>医薬品の後発医</p>												
<p>医薬品等（昭和42年9月30日以前の薬事法（昭和35年法律第145号）の規定によ</p>	<p></p>	<p>除して得た価格に4分の1を乗</p>												



	<p>る製造の承認（以下「旧承認」という。）に係る医薬品であつて、当該医薬品とその有効成分、分量、用法、用量、効能および効果が同一性を有するものとして、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条または第19条の2の規定による製造販売の承認（旧承認を含む。）がなされたものがあるものを含む。以下「先発医薬品」という。）であつて別に厚生労働大臣が定めるものの処方等または調剤（別に厚生労働大臣が定める場合を除く。）</p>	<p>じて得た価格を用いて診療報酬の算定方法の例により算定した点数につき1点を10円として算出した額に当該額に100分の10を超えない範囲内において病院事業庁長が別に定める率を乗じて得た額を加えた額</p>
<p>省略</p> <p>手数料 省略</p> <p>注 省略</p>	<p>省略</p> <p>手数料 省略</p> <p>注 省略</p>	